

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
<p>河南高等学校</p>	<p>改修工事について、資産と費用の区分を誤っていたことから、本来計上すべきでない金額が公有財産台帳に登録されており、財務諸表上の費用が過少に、固定資産が過大となっていた。</p> <p>工事完了日：令和7年2月17日（検査日：令和7年2月17日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 583 1246 674">工事名称</th> <th data-bbox="1246 583 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1246 758">大阪府立河南高等学校 特別棟男子トイレ洋式化改修工事</td> <td data-bbox="1246 674 1617 758">2,453,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立河南高等学校 特別棟男子トイレ洋式化改修工事	2,453,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 （公有財産台帳） 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（1円に満たない場合は1円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） 3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</p> </div>
工事名称	金額					
大阪府立河南高等学校 特別棟男子トイレ洋式化改修工事	2,453,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月30日まで）